

幸田駅前Aブロック共同ビルまもなくオープン！

幸田駅前銀座

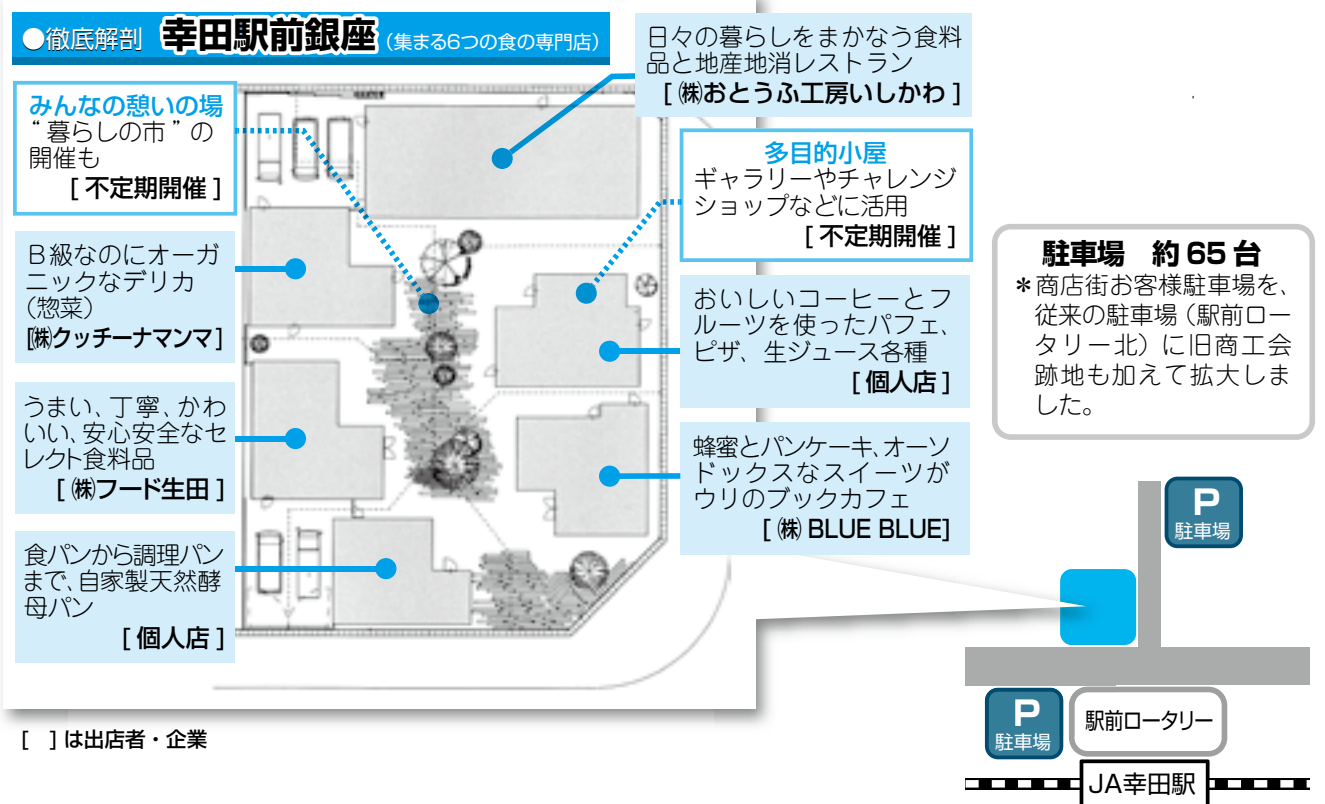


4月29日オープン(予定)

*オープニングイベントを予定

幸田駅前で、土地区画整理事業と併せて進めている共同ビル建設の第一弾である商業施設(Aブロック共同ビル)が、まもなくオープンします。

●施設の名称「幸田駅前銀座」とは三河・幸田の本来もっている「らしさ」を再評価し、幸田駅前の活性化への思いを込めて、名付けられました。



[]は出店者・企業

荻谷小学校 平成23年度 卒業生による



取り組み成果と荻谷小卒業生の皆さん

総合学習

「未来につなげよう 幸田駅前開発大作戦！」 -取り組み成果を、パネルにして展示-

荻谷小学校の平成23年度卒業生の皆さんが総合学習の一環で取り組んだ「幸田駅前商店街のモデルプラン」づくりの成果を、Aブロック共同ビル(幸田駅前銀座)の建設現場を囲む壁にパネル化して展示しました。

展示されたパネルは、施設オープン後も「多目的小屋」で一定期間展示されます。

卒業生の皆さんの熱意と自由な発想で描いた成果を、ぜひ見に来てください。

町政モニターの皆さんからいただいたご意見を紹介します！

町では、町民の皆さんの考えや意見などを、町政運営の参考としていくため、モニター制度を設置しています。町政モニターの皆さんからは町政全般のこと、町の行事、事業などについての意見を述べていただいています。2月に行われた町政モニター会議でいただきましたご意見について、主なものを要約してご紹介します。

第4回会議 2月22日（水）開催

意見1 「公園遊具の管理などについて」

子どもが遊具で安全に遊ぶために、公園の遊具などの点検整備は頻繁に行われているのか。

【回答】 幸田町は県内でもたくさんの公園がある町です。遊具のある公園の所管課において、それぞれ点検整備を委託した業者ならびに所管課の職員にて巡回点検を行っています。危険な遊具は撤去し、皆さんに安全に活用していただけるように今後も点検整備をしっかりと行っていきます。

意見2 「ごみの不法投棄について」

最近、不法投棄防止の看板が目につく。竹やぶなどにまとめてごみを捨てていくモラルのない人がいる。看板のほかにもどのような対策をしているのか。

【回答】 クリーンパトロール2人が町内を巡回しています。林道などを中心に、週2回見まわりをしています。また環境監視員に地元の不法投棄を監視して報告してもらっています。地主さんにも、草刈りをしてごみを捨てにくい状況に土地の管理をしていただく、ごみ捨て目的に山に入る細い道に侵入されない工夫をするなど、自主的な対策を依頼しています。不法投棄されたごみで、持ち主が特定できたものは持ち主にごみの処分代を請求しています。町では「ごみは分ければ資源」ということで、学校教育の場でもごみの分別の大切さについて啓発活動を行っています。資源を大切にすることが育ち、不用意にごみを捨てる行為がなくなるようにモラルの向上に努めています。



▲クリーンパトロールの様子

意見3 「ファミリージョギング大会のコースについて」

今年のファミリージョギング大会はコースにカーブのきつい箇所があり走者が走りにくいところがあった。次回はコースについて再考してほしい。

【回答】 皆さんのご協力で、大会が無事に行われたことに感謝します。今年のコースについては確かにカーブがきついところがありました。反省点です。年々盛んになる大会を事故がないように運営するため、次回はコースについても安全に走ることができるように十分検討します。

意見4 「冠水情報・防災情報の受信システムについて」

昨年の豪雨のときに国道248号線が冠水したというニュースを聞いたので、場所を特定したいと思って町のホームページを開いたが、情報が得られなかった。冠水情報や防災情報をすぐに受信できるシステムがほしい。

【回答】 町では緊急に住民の皆さんへお知らせしたい情報について、携帯電話メールへの情報配信サービスとして幸田町緊急メールを行っています。内容は防災、防犯、交通安全啓発情報などです。現在、冠水情報については配信していません。幸田町緊急メールに限らず、冠水情報や災害時の情報を提供できる方法について検討したいと思います。

このほか、町政モニターを経験したことで、町や地域のことに関心を持つようになり、行事にも参加して人と積極的に話ができるようになって良かったという感想をいただきましたことを紹介します。

町は、町政モニターの皆さんが、地域の「オピニオン・リーダー」となっていただけることを期待しています。

問合せ 企画政策課情報G（内線343）

休日保育・土曜日延長保育が始まりました！

平成24年度から、休日（日曜日・祝日）および土曜日の午後も保護者が就労などにより家庭で保育ができない場合に、菱池保育園で「休日保育」「土曜日延長保育」がご利用いただけるようになりました。

また、これにあわせ、町立保育園全園の土曜日保育時間を30分拡大し、午後0時30分までとしました。

	休日保育	土曜日延長保育
実施保育園	菱池保育園	
実施日	日曜日および国民の祝日 (ただし、12月29日～1月3日を除く)	土曜日 (ただし、祝日12月29日～1月3日を除く)
保育時間	午前7時30分～午後6時	
対象児童	町立保育園に在園している児童で、その保護者および同居の親族などが、日曜日または国民の祝日において就労などにより保育に欠ける児童 ※就労形態の多様化に伴い土・日・祝日を含めて年間を通じて恒常的に保育を必要とする人（毎週土曜日または日曜日、あるいは祝日が基本的に勤務という人）を対象	町立保育園に在園している児童で、その保護者および同居の親族などが、土曜日午後0時30分以降においても就労などにより保育に欠ける児童
定員	30人	30人
保育料	3歳未満児：2,500円/日 3歳以上児：1,500円/日 ※弁当・水筒を持参していただきます。おやつなどは保育園にて用意します。	月額保育料のうち（追加徴収なし） ※給食はあります。
利用手続き	①利用を希望される人は、事前に申請および登録が必要です。在園の保育園にお申し出ください。 ②登録が認められた場合は、利用を希望する月の前月10日までに菱池保育園へ申し込んでください。 ③利用の可否を決定し通知します。申込状況によりご利用いただけない場合もあります。	
開始日	4月8日(日)	4月7日(土)

問合せ こども課（内線143）

犬の飼い主の皆さんへ

●狂犬病予防注射を受けましょう

あなたが飼っている愛犬は、毎年4月1日から6月30日の間に、狂犬病予防注射を受けなければなりません。予防注射を受けるときは、必ず、（平成24年度狂犬病予防注射実施・登録確認通知書・郵便はがき）を持参してください。

* 都合の悪い人は、動物病院で受けることもできます。

対象 生後91日(3カ月)以上の犬

費用 注射のみ:3,300円

※登録していない犬は登録料が別途3,000円必要です。

●フンの後始末を！

道路や公園はみんなのもので、フンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で片付けましょう。

●犬がいなくなったときは、環境課にもご連絡ください

飼い主を見つける手がかりになりますので、鑑札や注射済票を首輪に付けましょう。

問合せ 環境課環境保全G(内線271)

●平成24年度狂犬病予防注射実施日程

月	日	会 場	時 間
4月	9日(月)	坂崎公民館	13:10～13:50
		高力老人憩の家	14:00～14:20
		新田老人憩の家	14:30～14:45
4月	10日(火)	永野老人憩の家	14:55～15:10
		長瀬コミュニティホーム	13:10～13:25
		久保田コミュニティホーム	13:35～13:50
4月	11日(水)	農協大草支店	14:00～14:35
		鷺田公民館	14:45～15:10
		岩堀公民館	13:10～13:35
4月	12日(木)	横溝コミュニティセンター	13:45～14:05
		萩農村センター	14:15～14:25
		老人福祉センター	14:35～14:45
4月	13日(金)	深溝児童館	14:55～15:10
		野場ふれあいセンター	13:10～13:40
		須美公民館	13:50～14:00
5月	14日(月)	桐山組合倉庫前	14:10～14:25
		逆川農村センター	14:35～14:45
		海谷公民館	14:55～15:10
5月	15日(火)	芦谷公民館	13:10～13:35
		市場公民館	13:45～13:55
		上六栗老人憩の家	14:05～14:15
5月	15日(火)	六栗公民館	14:25～14:35
		役場車庫棟前(保健センター隣)	14:45～15:10
		坂崎公民館	13:10～13:30
5月	15日(火)	鷺田公民館	13:40～14:00
		農協大草支店	14:10～14:30
		芦谷公民館	14:40～15:00
5月	15日(火)	市場公民館	13:10～13:25
		上六栗老人憩の家	13:35～13:50
		野場ふれあいセンター	14:00～14:15
5月	15日(火)	役場車庫棟前(保健センター隣)	14:25～14:50

各種手当をご存じですか？

児童の健全育成や高齢者および障害者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。

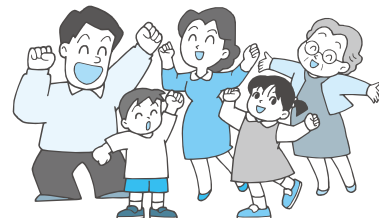
対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

手続き場所

- ①、④、⑤、⑥ 福祉課福祉G（内線152）
- ② ③ 福祉課介護保険G（内線154）
- ⑦～⑩ こども課（内線143）

名称	支給要件	所得制限
① 幸田町心身障害者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 *下記の人は除きます ●介護人が在宅介護手当受給者 ●施設入所者 ●65歳以上の新規・転入 *手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。	無
② 幸田町在宅介護手当	要介護3～5で65歳以上の高齢者を在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族 *対象者が入院、入所している期間は除きます。	無
③ 幸田町家族介護手当	要介護4または5で町民税非課税世帯の65歳以上の高齢者を過去1年間介護保険サービスを受けず（ショートステイは7日以内なら可）に在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族	有
④ 特別障害者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な人 *施設入所者、長期入院者は除きます。 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障害が重複している人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障害があり、1Q20以下の人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障害または1Q20以下で、ほかに3級相当の障害が2つ以上ある人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障害または1Q20以下、もしくは、これと同程度の障害または病状がある人で、日常生活でほぼ全面介護が必要な人	有

名称	支給要件	所得制限
⑤ 障害児福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 *施設入所者は除きます。 ●1級身体障害児 ●2級身体障害児の一部（常時介護を必要とする人） ●1Q20以下の知的障害児 ●上記と同程度の障害または病状で常時介護が必要な人	有
⑥ 愛知県在宅重度障害者手当	●身体障害者手帳1・2級+1Q35以下の人（1種） ●身体障害者手帳1・2級（2種）の人 ●1Q35以下の人（2種） ●身体障害者手帳3級+1Q50以下の人（2種） *施設入所者および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規手帳取得者は除きます。	有
⑦ 児童扶養手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 *老齢福祉年金以外の公的年金を受けている人は、除きます。 *親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	有
⑧ 愛知県遺児手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 *支給期間は認定から5年間です。 *親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	有
⑨ 幸田町遺児家庭扶助費	父または母、もしくは、両親のいない義務教育修了前の児童を養育している人 *親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	無
⑩ 特別児童扶養手当	20歳未満の障害児（身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳A・B判定、内部障害、精神障害など）を養育している人	有



平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、入管法と住民基本台帳法が変わります

日本に入国・在留する外国人が年々増加していることなどを背景に、市町村が日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっています。このため、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進および市町村などの行政の合理化を図るための、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布されました。施行は入管法等改正法の施行の日である平成24年7月9日(月)とされています。



主な変更内容

●住民票の写しなどが発行できるようになります。

これまでの住所などの証明書である「登録原票記載事項証明書」が、日本人と同様の「住民票の写し」に替わります。外国人と日本人の混合の世帯でも世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

●外国人登録証明書がなくなります。

改正後も現在の「外国人登録証明書」は一定の期間「在留カード等」とみなされ有効ですが、下記のとおり順次切り替えていきます。

特別永住者の人…現在お持ちの外国人登録証明書に記載されている次回確認(切替)申請期間の始期である誕生日まで(ただし、施行日から3年以内に外国人登録法に基づく次回確認(切替)申請期間が到来する人は施行日から3年以内)、また16歳未満の人は16歳の誕生日までに、役場窓口で「特別永住者証明書」への切替交付申請をすることが必要です。

永住者の人…施行日から3年以内、または16歳の誕生日のいずれか早い日までに、入国管理局で「在留カード」への切替交付申請をすることが必要です。

上記以外の人…在留期間の満了日、または16歳の誕生日のいずれか早い日までに、入国管理局で「在留カード」への切替交付申請をすることが必要です。

役場への届け出が変わります

町外への住所異動(転出)の場合にも幸田町で転出届の手続きを行い、「転出証明書」の交付を受け、転入先の市町村で転入届をする必要があります。また、ほかの市町村から幸田町に住所異動(転入)する場合には、前住所地の発行した「転出証明書」の提出が必要です。転入手続きの際には、住所地を「在留カード」や「特別永住者証明書」に記載する必要がありますので、必ず持参してください。

また、これまでは入国管理局で在留資格の変更や在留期間の更新などの手続きをした後に、役場にも変更の届け出をする必要がありましたが、法施行後は入国管理局での手続きのみで、役場への届け出の必要がなくなります。

※ご注意ください

●住民票を作成する対象者

観光目的などの短期滞在者を除き、適法に3カ月を超えて在留する外国籍の人で、住所を有する中长期在留者(在留カード交付対象者)、特別永住者、一時庇護許可者または仮滞在許可者、出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

※これまで外国人登録をしていた人でも、上記以外の人や法施行日に在留資格がない人(外国人登録法における在留期間の記載事項の変更を市町村に届けていない人を含む)は、住民票が作成されませんので、必要な人はお早めに所定の手続きをしてください。住民票が作成されないと、住所地などの証明書や印鑑登録証明書の交付が受けられなくなるほか、国民健康保険など、各種行政サービスが受けられなくなる恐れがあります。



●仮住民票を送付します。

法施行後に住民票に記載される外国籍の人には、平成24年5月以降に、法務省の情報と外国人登録原票を元に作成した仮住民票をお送りしますので、その内容を確認していただきます。

●関連情報

法務省入国管理局(新たな在留管理制度がスタート!) http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

法務省入国管理局(特別永住者の制度が見直されます!) http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html

総務省(外国人住民に係る住民基本台帳制度について) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

問合せ 住民課戸籍G(内線131)

平成24年度口座振替（納付期限）一覧表

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
振替日(納期限)	5/1	5/31	7/2	7/31	8/31	10/1	10/31	11/30	12/25	1/31	2/28	3/25
税金の種目	町 県 民 税	1期		2期		3期		4期				
	固定資産税	1期		2期				3期		4期		
	軽自動車税	全期										
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※基本的に納期日は毎月末日ですが、休日の場合は上記の表のとおりとなります。期限内納付にご協力ください。

問合せ 税務課収納G（内線166）

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の皆さまへ

平成24年4月1日から『認定証』などを提示すれば、高額な外来診療の支払いが一定の金額にとどめられます。

入院したときに『限度額適用認定証』などを保険証と一緒に提示すれば、ひと月の医療費の支払いが自己負担限度額までとなりますが、平成24年4月1日からは、外来診療についても、入院と同様に、1カ所の医療機関などにおいて適用されます。

外来診療の受診者	医療機関などの窓口に提示するもの	
	町民税非課税世帯	町民税課税世帯
国民健康保険 被保険者	70歳未満 70歳以上75歳未満	保険証、『認定証』 保険証、高年齢受給者証、『認定証』
後期高齢者医療保険被保険者		保険証、『認定証』 保険証

『限度額適用・標準負担額減額認定証』または『限度額適用認定証』を『認定証』と省略して記載しています。この『認定証』が必要な人は、住民課に申請してください。すでに『認定証』をお持ちの人は、改めて申請する必要はありません。

医療機関などの窓口に『認定証』を提示しなかった場合は、従来どおり高額療養費の支給申請をしていただきます。

問合せ 国民健康保険…住民課国保年金G（内線135）

後期高齢者医療保険…住民課医療G（内線137）

※上記以外は、勤務先またはご加入の健康保険などにお問い合わせください。

平成24年度国民年金保険料は、月額14,980円です

学生の人はお支払いを猶予できます

学生本人の前年所得が一定額（単身者は118万円）以下の場合、在学期間中の国民年金保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用すると、4月から翌年3月までの保険料納付が猶予され、そのときから10年以内であれば後払いできます（承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）。この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

平成24年度の申請受付は、4月からとなりますが、平成23年度（平成23年4月から24年3月まで）の申請をしていない人で、その期間に保険料未納期間があり、平成22年中所得が一定額以下であれば、4月中の申請に限りさかのぼって猶予されます。

申請する月	対象となる猶予期間	審査される所得
24年4月	23年4月～24年3月	22年中所得
24年5月～25年3月	24年4月～25年3月	23年中所得

持ち物 学生証、認印

問合せ 住民課国保年金G（内線135）・岡崎年金事務所 ☎23-2515

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
青少年健全育成推進事業 (青少年育成事業)	非行などの未然防止と早期発見を図るため、パンフレットや広報紙により、住民への啓発、周知・協力依頼を行う。また、青少年団体に対し活動促進のための補助を行う。	B	青少年健全育成の取り組みを、より効果的に展開するため、青少年健全育成地域推進員とPTA・防犯ボランティアなどの各団体が連携をとれるようなシステムづくりに留意して欲しい。また、活動内容についても「青少年健全育成」という事業目的達成のため、防犯パトロール・声掛け・若者の社会参加機会の創造など、さまざまなアプローチを検討してほしい。
放課後子ども教室運営事業 (放課後子ども教室推進事業)	放課後の子どもたちの安全安心な活動拠点(居場所)を順次(H20 荻谷、H21 幸田、H23 中央)設け、子どもたちとともに読書やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進することを目的とし、子ども教室を運営している。	A	学習指導面の充実を目指し、運営スタッフについては児童指導に長けた教員資格を持つ人材の確保に努力されたい。また、個々の放課後子ども教室の運営実態に留意し、適正な指導員配置と施設整備を心掛け、安全な教室の運営を確保されたい。福祉部門が所管する、恒常的留守家庭の児童福祉を目的とした「児童クラブ」との関係を整理し、連携をとりながら、「放課後子ども教室」の本旨に則った事業発展を目指してほしい。
スポーツ教室等体力づくり事業 (少年少女スポーツ教室・町民スポーツ大会・幸田発見ウォーク等、社会体育推進事業)	体育とスポーツの振興を図り、住民の健全な精神の育成と体力の向上および相互の親睦を図ることを目的に、さまざまな大会・教室を開催している。	A	現在展開しているスポーツ教室・大会の運営にあたっては、参加者と指導者、双方の利便に配慮し、今後とも、スポーツの振興を図られたい。また、広く町民に対し、スポーツに親しむ機会を提供することに心掛け、誰でも楽しめるようなニュースポーツの推進にも取り組まれたい。
運動場等管理運営事業 (社会体育施設事業)	社会体育推進のため、運動場をはじめとした体育施設の維持管理および設備の充実を図る。	A	近隣自治体のスポーツ施設と比較し、町の規模に対して高い水準での整備がなされていると評価する。新たな市街地形成も考慮し、総人口ならびに、年齢別人口構成の変化など、町の将来を見通した展望をしっかりと定め、施設の適正な維持管理・整備に努めてほしい。



▲学力向上推進事業
(少人数指導)



▲体験活動推進事業
(なす栽培体験活動)



▲図書館教育推進事業
(本の読み聞かせ)



▲放課後子ども教室運営事業
(ふうせんアート)



▲スポーツ教室等体力づくり事業
(軟式野球教室)

《今後の課題と対応》

今回の評価結果に基づき事業内容の見直しを進め、さらなる事業推進に努め、教育行政各施策の効果的な実施を目指します。

教育委員会の施策に関する点検・評価について詳しくは、町ホームページ (<http://www.town.kota.lg.jp>) でご覧いただけます。また、本件に関するご意見は、下記までお寄せください。

問合せ 学校教育課庶務 G (内線 421)

教育委員会の活動について点検・評価を行いました！

幸田町教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に則り、平成 22 年度の活動内容について点検・評価を行い、報告書を議会へ提出しましたので、その内容についてお知らせします。平成 23 年度は、以下の 8 事業について自己評価を行い、その結果について教育に関する学識経験を有する委員で構成された外部評価委員会に諮り、以下のような結果を得ました。

総括意見

— 幸田町教育委員会施策外部評価委員会 委員長 添田 久美子 —

平成 20 年度より実施してきました教育委員会施策外部評価も平成 22 年度で一巡しました。この間、評価委員会は、教育委員会の熱心な取り組み実態を承知しながらも、さまざまな指摘・提案を行ってきました。教育委員会においては、厳しい状況の中、教育長をはじめ、委員、事務局の皆さまが一丸となって真摯にそれらの課題に取り組んでいただいたことを大変うれしく思っています。

外部評価は、平成 23 年度から二巡目に入ります。一巡目の成果を踏まえ、教育事業が、さらに地域住民の皆さまに寄り添った「地域を活かす・生かす」（地域を活用することで、地域を生き生きとさせる）ものとなるようにとの思いで評価を進めてまいりたいと考えています。

教育委員会施策評価（抜粋）

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
学力向上推進事業 (少人数指導嘱託 教員配置事業)	町内の全小中学校の児童生徒に、基礎基本をはじめとした学習内容の定着を図り、一人一人が学ぶ楽しさやわかる喜びを味わえるように、TT や均等に分けた小集団、習熟度別の小集団による指導など、さまざまな授業の形態を取り入れて少人数指導を行い、きめ細やかな指導の充実を図る。	A	本事業については、おおむね効果が上がっていると判断される。費用も多額で、指導体制を編成する学校現場の負担も大きい取り組みであり、少人数指導・TT(※)というものが、さらに学力向上面で効果を上げるように、より効果的な指導方法・取り入れ方などについて研究し、個々の子どもにあった指導ができるよう努力してほしい。学校規模の違いを勘案した配置についても、留意を願いたい。 (※)TT(チーム ティーチング)とは、学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組むほかの教師が入り、生徒の習熟度などに合わせて担当教師を助力しつつ行う授業の形態のことをいいます。
体験活動推進事業 (地域に根ざした 学校づくり事業)	小中学校の児童および生徒の学習意欲の高揚ならびに心身の発達に寄与することを目的とし、町の指導方針および各学校の経営方針に基づき、各学校の伝統、地域性、環境などの特殊性、独自性などを考慮した事業を各学校において実施している。	A	体験活動では、地域人材をどう活用していくかという点がポイントであり、活動に際しての打合せに十分な時間をかけ、一連の授業の中で、どの場面で地域人材の発言を求めるのかといった具体的な計画をもって臨むよう留意されたい。体験学習の取り組みについては、継続していくべきものと考えながら、それを教育課程の中にどう位置付けるのかといったことから再度検討し、さらなる定着を図ってほしい。
いじめ不登校 対策事業 (不登校対策協議 会設置事業) (教育相談事業)	いじめ、不登校問題の指導および防止の在り方について検討するとともに、相談、助言および不登校児童生徒に対する学校生活適応指導を行う。	A	不登校については、件数が非常に低いところで推移しており、十分に対応できていると思われる。いじめについては、アンケート内容の精査や年度・学校間の件数の差異など、さまざまな項目から詳細な検証を進め、早期発見・早期対応に努められたい。いじめが、中学校でたくさん出ているという理解ではなく、小学校のうちから学校全体で指導にあたるということが大切であることに留意し、些細な事象にも、慎重に対応して欲しい。また、研修の活動は、特に教職員を対象とした、より専門性の高い、テーマを絞った内容で計画することも必要と考える。
図書館教育 推進事業 (学校図書館指導 員配置事業) (学校図書館蔵書 充実事業)	図書の充実(蔵書率 100%以上)を図るとともに、書架の整理、読み聞かせなどを行う嘱託員を配置。	A	学校図書館の整備充実は、蔵書率・貸出し件数などの数字から、進展しているものと解する。効果を上げている取り組みについては、広くほかの学校にも紹介し、図書館教育・運営の充実を図ってほしい。町立図書館と学校図書館では、蔵書内容もおおのずと異なり、両者の連携により、教育的効果を高めることが可能と考える。今後、電子情報と図書の選択活用も視野に入れ、町立図書館を中心とした、生涯学習部門の取り組みとも協調し、魅力的な学校図書館運営に努力されたい。